

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第五章（略）	第一章～第五章（略）
第六章 削除	第六章 郵便事業株式会社
	第一節 設立等（第七十条―第七十二条）
	第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）
	第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条―第七十八条）
第七章 日本郵便株式会社	第七章 郵便局株式会社
第一節・第二節（略）	第一節・第二節（略）
第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例（第八十九条の二―第八十九条の六）	
第四節 移行期間中の業務に関する特例等（第九十条―第九十三条）	第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第九十条―第九十三条）
第八章～第十章（略）	第八章～第十章（略）
第十一章 日本郵政公社の業務等の承継等	第十一章 日本郵政公社の業務等の承継等
第一節（略）	第一節（略）
第二節 業務等の承継等（第六十六条―第七十六条）	第二節 業務等の承継等（第六十六条―第七十六条）
第三節 承継会社の再編成（第七十六条の二―第七十六条の六）	

第十二章・第十三章 (略)

第十四章 罰則(第九十条―第九十六条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社^に的確に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社^の設立、当該株式会社^に関して講ずる措置、日本郵政公社(以下「公社」という。)の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(承継会社の再編成)

第六条の二 郵便局株式会社は、郵政民営化法等の一部を改正する等の

法律(平成二十四年法律第 号。以下「平成二十四年改正法」と

いう。)の施行の日(以下「平成二十四年改正法施行日」という。)

に、その商号を日本郵便株式会社に変更するものとする。

2) 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日に、郵便事業株式

第十二章・第十三章 (略)

第十四章 罰則(第九十条―第九十七条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に則して行われる改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社^に関して講ずる措置、日本郵政公社(以下「公社」という。)の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

会社の業務等を合併により承継するものとする。

(新会社の株式)

第七条 (略)

2 日本郵政株式会社保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを旨とし、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、

簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

第七条の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い)

第七条の四 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条

(新会社の株式)

第七条 (略)

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条

件の確保)

第八条 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間(第四百四条に規定する日又は第三百三十四条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(情報の公表)

第八条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の状況に関する情報を公表するものとする。

(所掌事務)

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第六十三条第二項、第九十条第二項、第一百十条の二第三項、第一百十二条第三項、第一百六条第四項、第一百十九条第二項、第一百二十条第二項、第一百三十八条の二

件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(所掌事務)

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項、第六十条第二項、第七十八条第二項、第九十三条第二項、第一百十二条第三項、第一百十六条第四項、第一百十九条第二項、第一百二十条第二項、第一百四十条第二項、第一百四十四条第四項、第一百四十七条第二項又は

第三項、第四百四十条第二項、第四百四十四條第四項、第四百四十七條第二項又は第四百四十九條第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(設置期限等)

第二十六条 本部（民営化委員会を含む。次条において同じ。）は、移行期間の末日まで置かれるものとする。

2 移行期間の末日において民営化委員会の委員である者の任期は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(業務の特例)

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第四百四條第一号、第四百十條の二第一項、第三百三十四條第一号及び第三百三十八條の

二第一項において同じ。）の処分

二・三 (略)

第四百四十九條第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(設置期限等)

第二十六条 本部（民営化委員会を含む。次条において同じ。）は、平成二十九年九月三十日まで置かれるものとする。

2 平成二十九年九月三十日において民営化委員会の委員である者の任期は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(業務の特例)

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条及び附則第二条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第四百四條第一号及び第三百三十四條第一号において同じ。）の処分

二・三 (略)

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを旨とし、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者に通知しなければならない。

- 一 郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便貯金銀行
- 二 郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便保険会社

3 (略)

4 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合には、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び機構」と読み替えるものとする。

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十四条第一項

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者及び機構に通知しなければならない。

- 一 郵便貯金銀行の株式の全部を処分した場合 郵便貯金銀行
- 二 郵便保険会社の株式の全部を処分した場合 郵便保険会社

3 (略)

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十五条第一項

中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定」と、同法附則第二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法第六十一条に」と、「同条に規定する業務」とあるのは「これらの業務」とする。

2 総務大臣は、日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第六章 削除

第七十条から第七十八条まで 削除

中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定」とする。

2 総務大臣は、日本郵政株式会社法第十四条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第六章 郵便事業株式会社

第一節 設立等

(設立)

第七十条 日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社の設立の発起人となる。

2 発起人は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便事業株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 株式の数（郵便事業株式会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあつては、その種類及び種類ごとの数）

二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。第七十九条第三項第二号において同じ。）

- 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 4| 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して第七項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とする。
- 5| 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、発起人は、これを公社に割り当てるものとする。
- 6| 前項の規定により割り当てられた株式による郵便事業株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、日本郵政株式会社が行使する。
- 7| 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、会社法第四十七条の規定は、適用しない。
- 8| 郵便事業株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第五項の規定による株式の割当後」とする。
- 9| 第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行

の時に行われるものとし、郵便事業株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

10 郵便事業株式会社は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、郵便事業株式会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

11 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、郵便事業株式会社の設立については、適用しない。

(商号)

第七十一条 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第二条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にその商号中に郵便事業株式会社という文字を使用している者については、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

(最初の実施計画等)

第七十二条 郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度以後の三事業年度に係る実施計画（郵便事業株式会社法第四条第一項に規定する実施計画をいう。）については、同項中「開始前に」とあるのは、「開始後遅滞なく」とする。

2 郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、郵便事業株式会社法第七条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例

(郵便事業株式会社法の特例)

第七十三条 郵便事業株式会社は、その成立の時に於いて、郵便事業株式会社法第三条第一項又は第二項に規定する業務に該当しない業務であつて、郵便事業株式会社が営むものとして承継計画において定められたものについて、同条第三項の認可を受けたものとみなす。

(貨物利用運送事業法等の登録等に関する特例)

第七十四条 郵便事業株式会社は、その成立の日以後六月を経過する日までの間(当該期間内に貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第三条第一項の登録の申請について登録の拒否の処分があつたとき、又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可の申請について許可しない旨の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間)は、これらの規定及び同法第三十六条第一項の規定にかかわらず、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号。以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の公社法第十九条第一項第一号に掲げる業務を行うことができる。郵便事業株式会社が当該期間内に貨物利用運送事業法第三条第一項の登録又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法第三条の許可の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録若しくは登録の拒否の処分又は許可若しくは許可しない旨の処分があるまでの間も、同様とする。

2| 郵便事業株式会社の成立の際現に公社が第二十九条第一項に規定する業務を行うため貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同

法第二十条、貨物自動車運送事業法第三条若しくは同法第三十五条第一項の許可を受け、又は同法第三十六条第一項の届出をしている場合においては、郵便事業株式会社は、その成立の時に於いて、当該登録若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、公社が貨物利用運送事業法第八条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは貨物自動車運送事業法第十条第一項の認可を受けているとき（貨物利用運送事業法第八条第三項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は貨物自動車運送事業法第十条第三項の規定により認可を受けたものとみなされる場合を含む。）、又は貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは貨物自動車運送事業法第十八条第三項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしているときは、郵便事業株式会社は、その成立の時に於いて、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3| 前項前段の場合における第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	第七条第一項
登録	変更登録
第二十条	第二十五条第一項
第三条の	第九条第一項の
許可	認可

第三節 移行期間中の業務に関する特例等

(通則)

第七十五条 郵便事業株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(民営化委員会の意見の聴取)

第七十六条 総務大臣は、郵便事業株式会社法第三条第三項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第七十七条 郵便事業株式会社は、郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務を営むに当たっては、郵便事業株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(郵便事業株式会社法の適用に関する特例等)

第七十八条 前条の規定の適用がある場合における郵便事業株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条	及び次に掲げる	、次に掲げる法律及び郵政民営化
第一項	法律	法（平成十七年法律第九十七号）
第十二条	及び前項各号に	、前項各号に掲げる法律及び郵政
		第六章第三節

第七章 日本郵便株式会社

(設立)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便局株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 (略)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 (略)

4 11 (略)

(損害保険代理店の登録に関する特例)

第八十三条 郵便局株式会社の成立の際現に公社が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)

第二項	掲げる法律	民営化法第六章第三節の規定
第十三条	及び前条第一項各号に掲げる法律及び	前条第一項各号に掲げる法律及び
第一項	各号に掲げる法律	び郵政民営化法第六章第三節の規定

2 総務大臣は、郵便事業株式会社法第十二条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第七章 郵便局株式会社

(設立)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (略)

二 株式の払込金額

三 (略)

4 11 (略)

(損害保険代理店の登録に関する特例)

第八十三条 郵便局株式会社の成立の際現に公社が整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の

以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第一項の規定による届出(以下この項において「登録に代わる届出」という。)をしている場合(当該登録に代わる届出に係る同条第三項の規定による届出をした場合を除く。)においては、郵便局株式会社は、その成立の時に、当該登録に代わる届出に係る損害保険会社等(同法第二条第一項に規定する損害保険会社等をいう。)を所属保険会社等(保険業法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十一条の手数料を納めなければならない。

2 (略)

第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例

(業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の二 郵便局株式会社が第七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

(郵便局の設置に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の三 郵便局株式会社が第七十六条の四第二項の規定によ

取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第一項の規定による届出(以下この項において「登録に代わる届出」という。)をしている場合(当該登録に代わる届出に係る同条第三項の規定による届出をした場合を除く。)においては、郵便局株式会社は、その成立の時に、当該登録に代わる届出に係る損害保険会社等(同法第二条第一項に規定する損害保険会社等をいう。)を所属保険会社等(保険業法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十一条の手数料を納めなければならない。

2 (略)

第三節 移行期間中の業務に関する特例等

りした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社^{（一）}が日本郵便株式会社法第六條第二項の規定によりした届出とみなす。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九條の四 郵便局株式会社が第七十六條の四第三項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第七條の規定によりした届出とみなす。

（事業計画に係る認可に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九條の五 第七十六條の四第四項の規定によりした総務大臣の認可は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社法第十條の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

（銀行代理業の変更の届出に関する銀行法の特例）

第八十九條の六 郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行法第五十二條の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者である郵便局株式会社の再委託を平成二十四年改正法施行日前に受けていた同項に規定する銀行代理業再委託者であつて平成二十四年改正法附則第十七條の規定による改正後の簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四條第一項に規定する受託者に該当する者は、日本郵便株式会社を代理人として、銀行法第五十二條の三十九第一項又は第二項の規定による届出（第七十六條の二の規定による定款の変更及び第七十六條の三の規定による合併（以下「承継会社の再編成」という。）に伴つて変更

が必要となる事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。)をすることができる。この場合において、同法第五十二条の三十九第一項中「その日から二週間以内に」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日から二月以内に」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から二月以内に」とする。

第四節 移行期間中の業務に関する特例等

(通則)

第九十条 日本郵便株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(民営化委員会の意見の聴取)

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第九十二条 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、日本郵便株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務(当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うもので

(通則)

第九十条 郵便局株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(民営化委員会の意見の聴取)

第九十一条 総務大臣は、郵便局株式会社法第五条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第九十二条 郵便局株式会社は、郵便局株式会社法第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、郵便局株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、届出業務(当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うもので